

お知らせ

## 困ったときは、行政相談をご利用ください

▶問い合わせ 総務課 ☎73-3000 四国行政評価支局 ☎087-831-3103

29 ページをご覧ください。

高瀬町	白川 忠澄
山本町	金山 誠司
三野町	永江 喜明
豊中町	神原 道央
詫間町	西山 佳代子
仁尾町	土山 修身
財田町	大西 誠二

◆まちの行政相談委員 (敬称略)

国民の就業・不就業の状態を調べるため、就業構造基本調査を行います。この調査から得られるデータは、国や都道府県が実施する雇用政策および経済政策などを企画・立案する際に利用されます。調査の対象は、国の全世帯のうちから統計的手法により抽出した約52万世帯の15歳以上世帯員約108万人です。



国の仕事や手続き、サービスについて苦情を申し出たが、説明や対応に納得がいけないなど、困っていることはありませんか。

10月16日(月)～22日(日)は行政相談週間です

お知らせ

## 平成29年就業構造基本調査を実施します

▶問い合わせ 田園都市推進課 ☎73-3011

調査期日  
10月1日

香川県知事から任命された統計調査員が、調査世帯へ調査票の記入をお願いに伺った際には、調査票へのご記入をお願いします。集められた情報は、「統計法」により厳重に保護されますので、安心してありのままをお答えください。

お知らせ

## 財務大臣感謝状

▶問い合わせ 人権課 ☎73-3008

ありがとうございました

8月23日、人権擁護委員を退任された大矢根節子さん(仁尾町)に高松法務局観音寺支局長から財務大臣感謝状が贈呈されました。

健康

## 高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

対象者には水色の予防票を送付しています。希望者は医療機関で予約を受けてください。

**対象者**

- ①市内に住所がある、昭和28年3月31日以前に生まれた、接種日に65歳以上の人
- ※昭和27年10～12月生まれの人は65歳の誕生日以降に予防票を送付します。
- ※昭和28年1～3月生まれの人には予防票を送付しません。希望者は65歳の誕生日以降にご連絡ください。
- ②60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能が障がいがある人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある人
- ※いずれも身体障がい者1級に該当する人が対象です。

**接種期間**  
平成30年3月31日(土)までなるべく12月中旬までに受けましょう。

**接種費用** 1,200円

※生活保護世帯または市民税非課税世帯の人には、接種費用が無料となる証明書を発行します。予防接種を受ける前に本人確認ができるもの(運転免許証など)と印鑑を持って、健康課または各支所で手続きをしてください。

お知らせ

## 受け取っていますか 福祉タクシー券

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

市内在住の80歳以上(平成29年4月1日現在)の人に、タクシー運賃の助成券を交付しています。今年度のタクシー券の利用期限は平成30年3月31日までです。まだ受け取っていない人は、住所地の支所(高瀬町の人は福祉課)で申請してください。

お知らせ

## 臨時福祉給付金の申請を

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

支給の対象になると思われる人には、申請書を郵送しています。まだ手続きが済んでいない人は、期限内に申請してください。

**支給対象者**  
平成28年1月1日において三豊市に住民登録し、平成28年度分市町村民税(均等割)が課税されていない人

※課税されている人の扶養となつていない場合や生活保護制度の受給者となっている場合は対象外

**支給額**  
1人につき15,000円

**申請期限**  
10月31日(火)まで

※当日消印有効

くらし

## 次の場合は、道路に関する届け出が必要です

▶問い合わせ 建設課 ☎73-3043 西讃土木事務所 ☎25-5261

一般的に使用を超え、道路の上下に継続して物件を設けて道路を使用するとき

道路占有許可申請(道路法第32条による)は道路管理者の許可が必要です。占有物件の内容により占有料をいただきます。

☎電柱、電線、突出看板、上下水道管、工事用足場、仮囲いなど

**道路管理者以外の者が、道路に関する工事を行うとき**

道路工事承認申請(道路法第24条による)は道路管理者の承認が必要です。通行の安全確保および構造保全上の条件によっては承認できない場合がありますので、事前に担当者に確認をしてください。

※工事に関する一切の費用については申請者の負担となります(道路法第57条)。

☎出入り口のための歩道の切下げ、床板の掛けこみ、法面の埋め立て工事、ガードレール・カーブミラーなどの交通安全施設の設置・撤去・移設工事など

**道路の通行を禁止・制限するとき**

次の場合、道路の通行禁止・通行制限には届け出が必要です。

- ・道路構造の保全、交通危険防止のため(道路法第46条)
- ・道路管理者の承認を受けて実施する工事(道路占有工事・承認工事)
- ・所轄警察署長から道路使用許可証の交付を受けたもの(道路交通法第77条)

お知らせ

## 戦没者などの遺族の皆さんへ

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

第10回特別弔慰金の請求期限が近づいています。期限までにお早めにご請求ください。

**請求期限**  
平成30年4月2日(月)まで

**支給対象者**  
平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け取らない場合に、以下の順番で順位が先になる遺族一人に支給します。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 1～3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続き一年以上の生計関係を有していた人に限ります。

**支給額**  
25万円(5年償還)